

2018年8月2日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 日欧EPA及びTPPが日本を取り巻く貿易環境を変える

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年7月17日に、日本とEUは両国間の経済連携協定(EPA)に署名しました。当該EPAは来年発効が見込まれます。その2日後、シンガポールが環太平洋パートナーシップ協定(TPP)を批准し、シンガポールを含む3か国において批准が終わりました。大規模かつ包括的であるこれらの協定は、日系企業にとって大きなビジネスチャンスとなります。

### 日欧EPAの背景

日本とEUは2013年3月に協定の交渉をはじめ、2017年7月の大枠合意を経て、同年12月に交渉の妥結を迎えました。2017年の統計によれば、この協定により実現する貿易圏は、世界GDPの約30%、世界貿易の約40%を占めます<sup>1</sup>。外務省の発表によると、当該協定により、EUの日本製品に対する関税の約99%が、そして日本のEU製品に対する関税の94%が撤廃されます。当該協定は、両国の工業品に係る関税の完全撤廃を定めており、製造業には特に大きな影響があると言えます。EUは、日本製の自動車に係る関税の大部分の即時撤廃を約定しており、即時撤廃の対象外の自動車に係る関税も8年後には撤廃されます。また、多くの自動車部品、一般機械、化学製品、電気製品なども、EUの即時関税撤廃の対象に含まれています。

上記に加え、EUは、日本の輸出重点品目である牛肉・お茶・水産品をはじめ、多くの農水産品に対する関税を撤廃します。一方、日本はEU産のワイン、豚肉の調製品、一定のチーズの関税を撤廃することを約定しており、その多くの関税が即時撤廃されます。当該協定では、地理的表示(GI)の保護も規定されています。

当該協定において注目すべきは、原産地の証明を製品の生産者、輸出者又は輸入者による自己証明に基づくという点です。つまり、日本の輸出者は日本商工会議所から原産地証明書を取得する必要はなくなります。EU当局より検認の依頼を受けた場合、原産地の自己証明を行った企業は、当該製品の製造工程や製造のために使用された材料などの詳細情報をEU当局へ提供しなければなりません。なお、EU当局から輸出者や生産者に情報提供を要請された場合は、日本の税関当局も協力することとなっています。

原則として、日本原産品としてEU輸入時に優遇を受けるためには、「日本国内により完全に得られもしくは日本国内で完全に生産される」、「日本国内で日本原産材料のみから生産される」、又は「品目別原産地規則を充足する一定の製造工程を経る」、という条件のいずれかを満たさなければなりません。品目別原産地規則の例としては、輸出国において輸出価格の一定割合以上の付加価値の付与(付加価値基準)、特定の製造工程の実施、HSコードの4桁変更などが挙げられます。なお、協定の完全累積条項により、付加価値基準において相手国で付与された付加価値も算入することができます。

## TPPに関する進展

7月19日に、シンガポールがTPPを批准し、メキシコと日本に次いで3か国目の批准国となりました(全11か国)。協定は、6カ国目の国内承認手続きが完了した日から60日後に発効します。

また、同日に箱根で開催された首席交渉官会合において、参加国は、早ければ年明けの発効を目指すことを合意しました。さらに、発効後、速やかに加盟国拡大を検討する方針で一致しました。詳細は年内に発表される見込みです。これまで、英国、韓国、コロンビアを含む複数の国・地域から新規加盟の打診が来ています。

## TPPの詳細

TPPは、日本の自由貿易協定網をカナダやニュージーランドに拡大するほか、日本の輸入者が注目すべき規定がいくつか含まれています。日欧EPA同様に、完全累積が認められており、品目別原産地規則の適用において、輸出国以外のTPP加盟国で付与された付加価値も考慮することができます。また、原産地の証明については、TPPにおいても生産者、輸出者又は輸入者による自己証明制度が採用されています。

日欧EPAとTPPが異なる点として、原産性の検認の手順が挙げられます。TPPでは、仕向地の当局から要求があった場合のみ、輸出国の税関当局は自国の生産者・輸出者に対する検認に関与することとなっています。

## 企業に求められる対応

予定通り来年2つの大規模な自由貿易協定が発効すれば、日系企業にとって大きなビジネスチャンスとなります。これらの協定による恩恵を最大限享受するには、企業は関税削減スケジュールを把握し、恩恵を受けられる品目があれば、自社の製品が当該品目の原産地規則を充足するかを確認しておく必要があります。両協定が発効するのは早くとも来年になる見込みですが、発効後すぐに恩恵を得られるよう、今から行動する必要があります。特に、原産性を証明する資料を作成し、必要期間保存できる体制を構築する必要があります。また、ITの活用や専門家への相談なども検討されるのも良いでしょう。

---

## 巻末注

1. 詳しくは以下の外務省作成資料を参照: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382204.pdf>

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

大平 洋一  
原岡 由美

パートナー  
アソシエート パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com  
yumi.haraoka@jp.ey.com

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180802

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)